

2025 年 3 月 28 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」  
に対する意見について

2025年2月28日付で意見募集が開始された標題命令案について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見

## 【総括】意見提出の趣旨

●今般の「命令案」については、非対面の本人確認方法について、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等リスクを踏まえた対策として、本人確認書類の画像情報の送信や写しの送付を受ける方法を廃止し、マイナンバーカード等によるICチップ読み取り等のなりすまし対策が取られた本人確認方法を存置させる改正と認識している。

●当協会の意見は、改正案で示された、各種本人確認方法における取扱いの明確化および実務上の観点を踏まえた本人確認方法の許容を求める内容としている。

| No. | 項目             | 意見等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 第6条第1項第1号ホ     | 当行の新規口座開設申込は、外国人のお客さまからのお申込みが一定割合を占めており、在留カード撮影+自撮りによる本人確認(ホ方式)が多くを占める。ホ方式廃止の場合はこれら外国人のお客さまのお申込を弾くことになるため、特例措置として例えばホ方式+ICチップ読取による本人確認方法も許容することをご検討いただきたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 2   | 第6条第1項第1号ヘ     | 改正後ホ方式(現行ヘ方式)は、ICチップ情報送信と本人容貌の画像送信を受ける方法ですが、ICチップ内の情報が更新されていない(旧住所のまま等)場合、ICチップ情報送信に加えて、更新後の情報が確認できる本人確認書類の画像送信を受けるという方法は可能であるか。<br>(理由)<br>例えば、本人確認書類の券面の記載情報と内蔵されたICチップの情報が何らかの事情で完全一致しないケース(例えば、システム上表示不能な字体の使用、ICチップ情報の更新未済など)があった場合に、「ICチップ情報+本人容貌」のに加え、本人確認書類の画像送信を受ける方法が認められるか確認したいため。                                                                                                                                                               |
| 3   | 第6条第1項第1号ヘ     | ICチップ付きの本人確認書類である免許証や在留カード等で、現行の「ヘ」方式で本人確認する場合において、本人確認書類の券面の記載事項(氏名、住所等)に変更が生じている場合、券面の画像を顧客より送信してもらい、券面画像から変更事項が確認できれば、現行の「ヘ」方式の確認方法として認められるか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 4   | 第6条第1項第1号ヘ     | 本人確認書類撮影画像での本人確認方法廃止に伴い、ICチップ読取での本人確認方法に移行するにあたり、ICチップ読取で取得できる情報を増やしていただきたい。本件改正が第三者によるなりすましを防止する目的であるならば、マイナンバーカードによる公的個人認証で連携される4情報(漢字氏名、住所、生年月日、性別)では足りず、カナ氏名・国籍・変更履歴等(在留カードであれば在留資格に関わる多様な情報)もご連携いただくことで、より多面的な審査が可能となり犯罪抑止に効果的と考える。また、マイナンバーカードのICチップ読取では、公的個人認証だけでなくヘ方式も導入予定だが、ヘ方式においてはマイナンバーカードの有効期限もご連携いただきたい。在留カードのICチップ読取では、券面の表面の画像・顔画像が連携されるということだが、文字情報のデータ連携、情報更新時のICチップ情報の更新をお願いしたい。合わせて、各本人確認書類の発行体が異なるため、警察庁や出入国在留管理庁とも連携強化するなどのお力添えを賜りたい。 |
| 5   | 第6条第1項第1号ヘ、ト、チ | 1歳未満の場合、マイナンバーカードに顔写真がなく、現行の「ヘ」方式による確認方法はできないが、現行の「ト」「チ」のICチップによる確認方法は利用できる、という理解で相違ないか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 6   | 第6条第1項第1号ヘ、ト、チ | 住所記載欄のない新型パスポートについては、第6条第2項の方法により、現在の住所が確認できる本人確認書類原本の提示または送付を受けたとしても、現行の「ヘ」「ト」「チ」のICチップにより本人確認をする方法は認められない、という理解で相違ないか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 7   | 第6条第1項第1号チ     | 現行の「チ」方式の原本+転送不要郵便による本人確認方法について。DV被害を受けている等で、住民票等の住所が現在の住所とは異なる場合、現状は、現在の住所が記載された資格確認書等の写しの送付を受けることで対応しているところ、今回の改正により、原本を提示または送付してもらう必要がある、という理解で相違ないか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

| No. | 項目             | 意見等                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8   | 第6条第1項第1号リ     | 15歳未満のマイナンバーカードは署名用電子証明書が搭載されていないため、IC読取を必須とする場合はリモート口座開設が不可となる理解。当行では15歳未満の口座開設においては本人確認書類2点アップロード+親権者の確認書類アップロード(+キャッシュカードの受け取り)により本人確認を実施しているが、特例措置として当該本方法を許容できないかご検討いただきたい。                                                                                                                              |
| 9   | 第6条第1項第1号ワ     | 日本国籍を有する国外転出者については、第7条第1項第4号に規定する書類は利用できないという理解でよい。また、日本国籍を有する国外転出者の場合、同第1号イ～ニで国外転出時に有効なものはほぼないと解されるが、在外日本大使館の在留証明(当該自然人の氏名、住居、及び生年月日の記載があるもの)1枚の送付を受け、当該顧客等の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することにより、第6条第1項第1号ワに規定する本人確認方法を充足するという理解でよい。                                                                    |
| 10  | 第6条第1項第1号ワおよびカ | 国外滞在予定が1年未満のため転出届を提出していない者は適用外という理解でよい。この場合、国外に居住する国外転出者でない日本人が非対面完結で行える本人確認方法はないという理解でよい。ある場合、その方法をご教示いただきたい。                                                                                                                                                                                                |
| 11  | 第6条第1項第1号ワおよびカ | 顧客が国外転出者であるか否かを特定事業者は確認する必要があるのか、また、必要がある場合、どのようにして国外転出者か否かを確認できるか。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 12  | 第6条第1項第1号カ     | 住民基本台帳法の適用を受けない者または国外転出者についての補完書類として、第6条第2項第3号に規定する「公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。)の領収証書」が含まれる旨規定されている。過去のパブリックコメントにおいては、「外国の公共料金の領収証書については、特定事業者がその真正性を判断するのが困難であることから、日本国内において供給される電気等の公共料金の領収書に限ることとされています。」とされているが、今回解釈変更が発生し、国営企業に限らず、外国の民間企業による電気等の公共料金の領収証書についても補完書類として利用できると解してよい。 |
| 13  | 第6条第1項第3号ニ     | 外国法人については、名称、本店主たる所在地等が確認できる本人確認書類が、日本のように紙で発行されず、当局から電子媒体で発行されるケースがある。当局から電子媒体で発行されたものを、当該法人の取引担当者が印刷したものを本人確認書類として提示してもらう場合は、「原本の提示」と考えて問題ないか。それとも、原本とはみなせないため、写しの送付+転送不要郵便で対応する必要があるか。                                                                                                                     |
| 14  | 第6条第2項         | 本人確認書類に現住所の記載がない場合の確認方法について、提示または送付を受ける本人確認書類原本は、偽造・改ざん対策が施された書類に限らない(現行どおり)、という理解で相違ないか。                                                                                                                                                                                                                     |
| 15  | 第6条2項          | 今回の改正により補完書類は写しではなく原本の送付を受けることが必要となったが、公共料金の領収証書について、公共料金を口座振替で支払った場合などは紙の領収証書が発行されず、領収証のPDFをネット上で取得し、印刷したものを公共料金の領収証書として取り扱うケースが増加している。この場合、公共料金の領収証書の原本として取り扱ってよい。                                                                                                                                          |
| 16  | 第6条2項          | 公共料金の領収証書について、料金がクレジットカード払いであった場合等は領収証書が発行されず、領収証書に代わるものとして契約者名・使用場所・領収金額・領収日の記載のある「支払証明書」が供給会社から発行される。現住所の確認において、代替手段のない顧客が多くなることが見込まれることから、「支払証明書」も公共料金の領収証書に準じる補完書類として認めていただきたい。                                                                                                                           |
| 17  | 第7条第1項第1号ニ     | 「偽造を防止するための措置が講じられたもの」とは具体的にはどのような措置が講じられたものか。いわゆる「透かし」以外の方法でもこれに該当するものがあるか。また同号で例示列举の印鑑登録証明書等以外でこれに該当するものがあれば具体的かつ網羅的にご教示いただきたい。                                                                                                                                                                             |
| 18  | 第7条第1項第1号ニ     | ICチップ付きの本人確認書類を保有しない顧客については、新規則第7条第1項第1号ニに掲げる書類の原本の送付を引続き認める、ということだが、「同第1号ニに掲げる書類」に母子手帳や資格確認書等、新規則第7条第1号イ～ハの本人確認書類は含まれないという理解で相違ないか。                                                                                                                                                                          |

| No. | 項目            | 意見等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 19  | 第7条第1項第1号二    | 印鑑登録証明書の取扱いが対面取引含め変更となるが、その背景・理由等をご教示いただきたい。                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 20  | 第7条第1項第4号     | 「日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、第一号又は第二号に定めるものに準ずるもの」についても、当地における住民票の写しに類するものについては、同項第1号二の改正により「偽造を防止するための措置が講じられたもの」に限られるのか。                                                                                                                                                                           |
| 21  | 全般            | ①mdoc方式の追加に伴う犯収法改正については、本件とは別に改正案が公表され、2027年4月より先に施行される認識でよいのか。<br>②mdoc方式については、現状認められているホ～カ方式でなく、新規の方式として追加される認識でよいのか。                                                                                                                                                                                              |
| 22  | 全般            | ICチップ読取での本人確認方法に移行するにあたり、ICチップ非搭載の本人確認書類が対象外となることからマイナンバーカードの保有者拡大が必須と考える。健康保険証・資格確認書での申込も多数受付していることから、顧客の利便性を損なわないためにもマイナンバーカードの普及に取り組んでいただきたい。<br>加えて、マイナンバーカードでは加工された顔写真の使用も見受けられる。本人確認書類としての有効性に疑義が生じる程度のももあるため、受付基準の厳格化をお願いしたい。                                                                                 |
| 23  | 全般            | ① 仮にシステム対応（ICチップ読み取り機）で本人確認が実施できない場合に備え、「写しの送付対応＋なりすまし防止のための本人宛直接連絡（TEL）」で対応可とするようなセーフティネットは設けられるか（コンチプランは設けられるか。）。<br>② 2年後の施行時（R9.4）に、銀行が「対面」対応していない法人・代表者において、対面でもなく、また銀行来店・ICチップ読み取り等での書類提出でなく、当該法人所在地にて銀行宛に本人確認書類を提出することはできるか（その手段のサポートはあるか。）。<br><br>（理由）<br>非対面で顧客と接点を持つ営業拠点においては、法人の代表者の本人確認において現状写しの郵送対応あり。 |
| 24  | 意見公募要領別紙3(1)ア | 「特定事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた顧客等の本人確認書類の画像情報の送信を受ける方法」については、廃止されると理解している。<br>この場合、デジタル社会の実現に向けた取引の非対面化やペーパーレス・印鑑レス化の加速と、本人確認書類の偽変造・なりすまし等のリスク低減、それぞれの両立を可能とする具体的な方策や（システム対応等必要な場合）各金融機関への導入支援策等の検討は予定されているか。                                                                                                          |
| 25  | 意見公募要領別紙3(1)イ | ICチップが搭載された本人確認書類を保有していない顧客に対する手段として、偽造を防止するための措置が講じられた本人確認書類の原本送付を受けるとしている。対象書類である「印鑑登録証明書」「住民票の写し」等の送付を受ける場合は偽造リスクが懸念されるため、大量の申込書類から瞬時に偽造を見抜く方法があればご教示いただきたい。                                                                                                                                                      |

以 上